

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 26 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告について  
日程第 4 市長招集挨拶並びに所信表明  
日程第 5 議席の指定について  
日程第 6 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）  
日程第 7 報告第 6 号 令和 6 年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について  
日程第 8 報告第 7 号 令和 6 年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第 9 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）  
日程第 10 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第 11 議案第 26 号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第 12 議案第 27 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第 13 議案第 28 号 はしご自動車購入契約の締結について  
日程第 14 議案第 29 号 高規格救急自動車購入契約の締結について  
日程第 15 議案第 31 号 令和 7 年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 16 議案第 32 号 令和 7 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 17 選挙第 4 号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
日程第 18 議案第 30 号 令和 7 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）  
日程第 19 委員会付託の省略について  
日程第 20 議案第 30 号 令和 7 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）  
日程第 21 同意第 1 号 愛西市公平委員会委員の選任について  
日程第 22 同意第 2 号 愛西市教育委員会委員の任命について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（17名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	永 田 千 佳 君
7 番	吉 川 三 津 子 君	9 番	鬼 頭 勝 治 君

10番 石崎誠子君  
12番 近藤武君  
14番 佐藤信男君  
16番 山岡幹雄君  
18番 竹村仁司君

11番 角田龍仁君  
13番 原裕司君  
15番 杉村義仁君  
17番 高松幸雄君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	清水栄利子君
教育長	河野正輝君	総務部長	井戸田悦孝君
企画政策部長	西川稔君	市民協働部長	山岸忠則君
教育部長	佐藤博之君	保険福祉部長	田口貴敏君
健康子ども部長	人見英樹君	産業建設部長	宮川昌和君
上下水道部長	山田英穂君	消防長	伊藤政儀君
財政課長	堀田毅君	税務課長	伊藤恒君
企業誘致課長	藤澤寿章君	都市計画課長	佐藤政樹君
監査委員事務局長	大原守人君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺尾和彦	議事課長	長谷川 努
書記	村瀬俊彦	書記	秋田郁哉

---

午前9時30分 開会

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（近藤 武君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、18番・竹村仁司議員、1番・馬淵紀明議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月21日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月21日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日5月26日から6月20日までの26日間と決しました。

また、各委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月20日までの26日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月20日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

○16番（山岡幹雄君）

ちょっと眼鏡を取ってきます。

○議長（近藤 武君）

ちょっと暫時休憩でお願いします。

午前9時33分 休憩

午前9時36分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○16番（山岡幹雄君）

すみません、御迷惑をかけました。

海部地区環境事務組合の諸般の報告をさせていただきます。

令和7年2月21日金曜日、場所は新開センターにて、令和7年第1回定例会が開催されました。

付議事件としまして、議案第1号：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、全員賛成で可決されました。

議案第2号：海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につきまして、これも全員賛成にて承認されました。

議案第3号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、これも全員賛成で承認されました。

議案第4号：令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第4号）、補正額減額3,312万9,000円、補正後の予算総額が3億1,390万1,000円で全員賛成で可決されました。

〔「30億」の声あり〕

すみません、訂正させてください。

補正後の予算総額30億1,390万1,000円でございます。

議案第5号：令和7年度海部地区環境事務組合一般会計予算、予算総額28億8,370万5,000円、これも全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の河合克平議員、お願いいたします。

#### ○４番（河合克平君）

では、海部南部水道企業団の諸般の報告をさせていただきます。

令和7年第1回定例会が、令和7年2月28日、海部南部水道企業団の議場にて行われました。

付議事件として、議案第2号：海部南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の制定についてです。

これについては、国からの補助金をもらうためにこういった評価事業委員会をつくらなければならないということに基づいて条例を制定したものであります。こちらについては、全会一致で可決されました。

議案第3号について、海部南部水道企業団職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例についても全会一致で可決されました。

議案第4号：海部南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、反対討論があり、賛成多数で可決されました。

議案第5号：海部南部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、こちらにも反対討論があり、賛成多数で可決されました。

議案第6号：令和6年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）についてですが、収益的収入、補正額マイナス1,122万円、補正後の予算総額24億6,904万6,000円、収益的支出、補正額534万9,000円、補正後の予算総額22億1,723万9,000円、資本的収入、補正額マイナス5,225万円、補正後の予算総額2億4,348万9,000円、資本的支出、補正額マイナス2億3,450万5,000円、補正後の予算総額9億7,629万2,000円でありました。

この中で、継続費の補正が行われて佐屋排水機場の整備について14億の予算であったものが、見直しをする中で9億9,000万円になったということでの継続費の報告も併せてありました。

議案第6号の令和6年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）については、全会一致で可決されました。

続いて、議案第7号：令和7年度海部南部水道企業団水道事業予算についてであります、こちらについて、収益的収入、予算総額24億7,110万6,000円、収益的支出、予算総額22億1,921万9,000円、資本的収入、予算総額2億9,790万2,000円、資本的支出、予算総額10億5,668万5,000円でありました。

こちらについては、主な事業として、老朽管更新工事が2億5,000万円、また配水管整備工事が6億1,900万円などあります。また、佐屋配水場の整備更新についても併せて9億9,000万円ということで報告もありました。

さらに、立田大橋水管橋更新工事について、これも行われておりますが、これについての報告もありました。

そして、佐屋配水場の中央監視制御整備というのが始まるということで、これが5億2,000万円。また佐屋配水場耐震診断を行うということで、新しい耐震基準によって耐震診断が必要

になったからという報告もあったところでもあります。

こちらについては反対討論があり、賛成多数で可決されました。

続いて、令和7年度第2回臨時会が令和7年4月10日に海部南部水道企業団の議場にて行われました。

付議事件について、同意第1号：監査委員の選任について、加藤順啓、愛西市選出で、こちらについては全会一致で可決がされました。

また、議案第8号：令和7年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）について、収益的収入、補正額71万5,000円、補正後の予算総額24億7,182万1,000円、収益的支出、補正額1,041万9,000円、補正後の予算総額22億2,963万8,000円ということでありました。

この内容については、弥富市が4月、5月分の水道代の基本料金の減免、また愛西市が4、5、6、7月の水道代の基本料金の減免。減免の減収に対しては、弥富市、愛西市それぞれが繰り入れ、補助金を出すという内容で予算が報告されたところでもあります。これについては、全会一致で可決されました。

さらに報告があったことですが、重要施設配水管事業計画というのが今予定をされているようでして、配水管の全管路の耐震化率が17.8%ということで、非常に低いということになっています。これについては、ダクタイル鋳鉄管というのが石綿セメント管事業で布設したんですけども、それが耐震適合とならない新しい基準でということが要因となっているようです。

令和8年度から令和22年度までの15年間、総事業費51億円ということで総事業が行われるということです。これについては、国の交付金を10億円ほど利用するというのも併せて計画がされています。

この内容については、各避難所に対して送水ができるように避難所に対する送水管を主に耐震管に変更するというのと、あと海南病院に関わって155号線と1号線が交差するところについては推進工法ということで穴を掘ってつなげるという、そういう計画も併せて入っているということでの報告があったということでもあります。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、令和7年1月から3月までに関する出納検査について検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、閉会中に行われました補欠選挙で当選されました永田千佳議員を委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務文教委員会委員及び広報特別委員会委員に選任いたしましたので、皆様に御報告をいたします。

なお、杉村義仁議員が、去る4月17日、豊田市で開催されました第108回東海市議会議長会定例総会と、去る5月20日、東京で開催されました第101回全国市議会議長会定期総会において正・副議長4年以上の表彰を受けました。

ここに、多年にわたる功績に対し深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶並びに所信表明

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・市長招集挨拶並びに所信表明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

##### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

本日ここに令和7年6月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今定例会におきまして御審議をいただきます案件は、令和7年度一般会計補正予算案及び条例の一部改正、人事案件、専決処分の報告などがございますが、それに先立ちまして、市長再任に当たり、今後の市政運営に臨む所信の一端を述べ、市民の皆様、並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

去る4月20日の市長選挙におきまして、市民の皆様方から御信任をいただき、引き続き市長として4年間、市政運営を担わせていただくこととなりました。改めてその重責に身が引き締まる思いでございます。

平成25年5月に市長に就任してから3期12年、政治理念であります「すすめる決断」「とどまる勇氣」に基づき、市政の課題から目を背けることなく真正面から向き合い改革を断行することで、本市の将来像であります「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に向け、全力で取り組んでまいりました。

新たな任期の4年間におきましてもこの政治理念を貫き、市民の皆様からの信頼と期待にしっかりと応え、愛西市のさらなる発展に向け、引き続き市政運営に全力で取り組んでいく所存であります。

市民の皆様、並びに議員各位におかれましては、御支援と御協力を心からお願いを申し上げます。

さて、本市を取り巻く状況を見ますと、我が国の景気は緩やかに回復してきていますが、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっております。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れなどを通じて個人消費に及ぼす影響なども景気を下押しするリスクとなっています。

本市の財政状況につきましては、人件費や扶助費といった義務的経費が増加を続けるなど、単年度の歳入だけでは歳出を賄うことができず、多額の基金取崩しに依存する非常に厳しい財政状況となっております。そのため、歳入面では国や県の補助金などの財源確保に一層努めるとともに、市の自主財源の拡充・強化につながる取組を推進してまいります。

また、歳出面では、各種事務事業・サービスの検証・見直しを行い、市の歳入規模に見合った持続可能で健全な行財政運営に努めてまいります。

さて、本年度は市制施行20周年の節目に当たる年であります。今日の市の礎を築いた先人の輝かしい歴史を振り返るとともに、本市のさらなる発展に向け、市民の皆様、並びに議員各位の御協力の下、様々な課題に対して誠実に向き合い、創意工夫を凝らして挑戦し続けてまいります。

本市の大きな魅力であり、強みは、豊かな自然と心温かく地域の絆を大切にする人です。これらをさらに磨き上げ、市内外にその魅力を積極的に発信し、多くの人に愛されるまちづくりを進めていかなければなりません。

先月25日には、愛西市の魅力を発信する重要な拠点であり、海部地域で最大級の集客がある道の駅ふれあいの里H A S Uパークに農産物直売所がリニューアルオープンをいたしました。

地元農産物や特産品、加工品などの販売を通じて生産者と消費者の交流を生み出すとともに、市の魅力発信に積極的に取り組んでまいります。

また、令和8年度の全面供用開始に向け、都市公園の整備や観光拠点施設の建築を着実に進めてまいります。

本市では、平成30年3月に策定いたしました第2次愛西市総合計画に掲げる「協働」「持続可能」「絆」の3つの基本理念に基づきまちづくりを進めてまいりましたが、今年度、本計画の最終年度を迎えます。現在、第3次愛西市総合計画の策定に向け、総合計画審議会の中で検討しているところでございます。

人口減少、少子高齢化や公共施設の老朽化、地域防災力の強化、物価高騰など、社会動向、経済状況の変化やSDGsへの対応などを踏まえて、10年、20年先の愛西市を見据えた計画の策定を行ってまいります。

また、総合計画を強力に推し進めるためには、行政運営の基盤となる行政改革の取組が非常に重要でございます。

本年度は、令和4年3月に策定いたしました第3次愛西市行政改革大綱の計画期間が満了いたします。持続可能な地方自治体として市の現状と課題をしっかりと把握し、各種事務事業やサービスの検証結果を踏まえまして新たな行政改革大綱を策定してまいります。

さて、今回の市長選挙では、人口減少、少子高齢化や激甚災害の増加、長引く物価高騰などにより、社会的、経済的に先行きが見通せず、不安を抱かれておられる市民の皆様方に、私が思い描く持続可能な愛西市のまちづくりもお示しをさせていただきました。

これまで進めてきた取組をさらに加速するため、まちづくりの方向性を5つの柱により述べさせていただきます。

第1の柱は、「次代を担う人材豊かなまちづくり」です。

少子高齢化が進行する中、持続可能なまちづくりを進めるためには、子育て世代に選ばれるまちを実現する必要があります。妊娠、出産、子育てまで切れ目のない市独自の子育て支援を進めてまいります。

また、次代を担う子供たちの多様な学びを促すよりよい教育環境の整備や質の高い教育を推進してまいります。

第2の柱は、「安全・安心・支え合いのまちづくり」です。

海拔ゼロメートル地域に位置する本市にとりまして、防災・減災対策は最重要課題であります。

いざというときの備えや治水対策などを計画的に進めるとともに、万が一の災害時には自助・共助・公助により災害の被害を最小限に軽減することが不可欠です。災害時に地域で支えるため、自主防災組織を中心とした相互連携などにより地域防災力をさらに高めてまいります。

また、交通死亡事故ゼロを目指して交通安全啓発運動を推進し、通学路等の安全対策に取り組んでまいります。

第3の柱は、「心も身体も健やかなまちづくり」です。

健康は、豊かで充実した人生を送るための基本であります。人生100年時代と言われる今、生涯にわたって健康で生き生きと暮らすためには、健康寿命を伸ばしていくための取組が求められております。

市民の皆様が住み慣れた地域で役割と生きがいを持ち、社会参加を通じて支え合える地域共生のまちづくりを進めてまいります。

また、生涯学習の推進や身近にスポーツに親しむことができる環境の充実と交流の交流機会の創出を図ってまいります。

第4の柱は、「快適で活力と賑わいのあふれるまちづくり」です。

本市の特色的な産業の一つである農業の振興を図るため、地域農産物のブランド化や販路拡大に取り組んでまいります。

また、雇用の創出、地域産業の多様化・活性化などに向け、市内2例目となる西條工業団地の企業誘致に取り組むとともに、さらなる工業用地の創出を図ってまいります。

観光振興におきましては、道の駅ふれあいの里HASUパークを核として、市内外から訪れる方々に市の魅力や観光情報、地元農産物を積極的にPRすることなどを通じ、交流・関係人口の創出を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

第5の柱は、「継承・発展のまちづくり」です。

本市には、国の重要文化財にも指定されている船頭平閘門をはじめ、織田信長の生誕地と知られる勝幡城址などがあり、自然と歴史、文化が調和した魅力的な地域でございます。

こうした豊かな歴史・文化を次世代に継承するとともに、市の魅力的な地域資源を発掘、磨き上げ、戦略的に情報発信することにより、交流関係人口の創出を図ってまいります。

折よく2026年に開催されるアジア競技大会では、長良川国際レガッタコースにおいてローイング競技が開催される予定でありますので、レガッタのまちとしても国内外にPRしてまいります。

また、持続可能な地方自治体としての役割と責任を果たすためには、市の規模に見合った健全な行財政運営が必要でありますので、不断の行政改革に取り組んでまいります。行政改革に

当たりましては、職員の長時間労働の是正や柔軟な働き方ができる環境整備も進めることにより、業務の効率化や能力開発に努めてまいります。

以上、私が今後進めていくまちづくりの方向性を5つの柱により述べさせていただきました。

市制20周年を迎えた今、私たちはこれまでの多くの方々の知恵とたゆみない努力によって築き上げられてきた市の歴史や文化に深く敬意を表し、さらなる発展に向けて新たな一歩を踏み出していかなければなりません。

予想を上回る人口減少や新たに生じる課題への対応、また4町村が合併して20年が経過しても依然として抱える課題には、過去の経緯などを再確認し、目を背けることなく知恵を出し合い、創意工夫を凝らして解決へと導き、責任ある未来づくりを進めるためには、市民の皆様、並びに議員各位の一層のお力添えが必要となってまいります。

これからの4年間も政治理念であります「すすめる決断」「とどまる勇気」を貫き、先頭に立って持続可能な愛西市実現のため各種施策の取組をさらに加速させ、全力で市政運営に当たってまいりますので、重ねて市民の皆様、並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案しております補正予算案並びにその他議案につきまして、その概要を申し上げます。

補正予算につきましては、一般会計5億2,063万3,000円、特別会計147万4,000円、合計5億2,210万7,000円を増額補正するものでございます。

令和7年度当初予算につきましては、前年度からの継続事業や法定受託事務等を中心とした補正予算でお認めをいただいておりますので、今回の補正予算には一部新規事業が含まれております。

なお、補正予算につきましては第1号と2号に分かれておりまして、初めに一般会計補正予算（第1号）でございます。

定額減税不足給付金事業につきましては、昨年度実施した給付金において本来給付すべき所要額と差額が生じている方に対しましてその差額を支給するものでございます。

次に、道の駅周辺整備工事につきまして、物価上昇及び労務費等の高騰並びに一部工事の施工方法の変更に伴い補正を計上するものでございます。

なお、これらの議案は速やかな事業実施が必要でございますので、御審議の上、早期の御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、一般会計補正予算（第2号）でございます。

地盤沈下が起こっている愛西市総合斎苑におけるロータリー部分等の改修工事や、永和中学校屋内運動場の老朽化対策に向けた基本計画等の策定に係る予算などを計上しております。

次に、補正予算案以外の議案でございます。

今回御提案しております案件は、条例の一部改正2件、専決処分報告3件、人事案件2件、その他の議案4件の計11件でございます。

主な議案につきまして御説明申し上げます。

愛西市税条例の一部改正につきましては、市民税所得控除の対象となる特定親族特別控除が創設されることに伴い、所要の規定を定めるものなどがあります。

次に、愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員などに係る損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正を行うものでございます。

次に、契約の締結については、はしご自動車及び高規格救急自動車の購入に係るものでございます。

最後に、人事案件でございますが、公平委員会並びに教育委員会の委員任期満了に伴いまして、その後任者を選任するものでございます。

以上、本定例会に提案をしております議案の主な内容について述べさせていただきました。各議案とも十分な御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

今後とも、持続可能な愛西市を実現するため、市民の皆様並びに議員各位のより一層のお力添えをお願いいたしまして、招集挨拶並びに所信表明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議席の指定について

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・議席の指定についてを議題といたします。

今回当選された永田千佳議員の議席については、会議規則第3条第2項の規定により、6番に指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・報告第5号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・報告第5号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）報告をお願いいたします。

##### ○教育部長（佐藤博之君）

報告第5号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

教職員の交通事故による物的損傷について、損害賠償の額を36万2,153円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

以上で報告第5号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第6号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第7・報告第6号：令和6年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、報告第6号：令和6年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。本日提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

令和6年度愛西市一般会計継続費繰越計算書でございます。

この計算書については、令和5年度及び令和6年度予算で御議決をいただいた道の駅周辺整備事業の2事業に係る継続費について、令和7年度へ通次繰越額が確定いたしましたので、本日議会へ報告するものでございます。

表の右側を御覧いただきますと、事業ごとの翌年度への通次繰越額と、その財源内訳として繰越金及び特定財源のそれぞれの額を事業ごとに掲載をしております。

報告第6号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・報告第7号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・報告第7号：令和6年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、報告第7号：令和6年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

この報告書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日提出、市長名でございます。

おめくりいただきまして、令和6年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

この繰越計算書については、令和6年度中に御議決をいただいた繰越明許費について、令和7年度への繰越額が確定いたしましたので、本日議会へ報告するものでございます。

内容については、年度内に事業が完了できなかった2事業で、繰越額については合計1億2,082万7,000円でございます。

財源内訳としましては、国県支出金5,801万7,000円、地方債6,280万円、一般財源が1万円でございます。

報告第7号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・承認第1号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地方税法の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分しましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚おめくりいただいて、専決処分書の写しでございます。

令和7年3月31日に専決いたしました。

改正の内容については、承認第1号資料2を基に御説明いたしますので御覧ください。

改正の概要は、二輪車の車両区分の見直しに伴い、軽自動車税の税率区分を改正するものでございます。

改正の理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法が改正されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

改正の内容ですが、二輪車の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下のものに係る種別割の標準税率を年額2,000円とするものなどがございます。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・承認第2号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからでございます。

2枚目が、専決処分書の写しでございます。

令和7年3月31日に専決処分をいたしました。

改正の内容につきましては、資料2を御覧ください。

第1. 改正の概要、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額及び低所得に係る国民健康保険税の軽減判定所得を引き上げるものでございます。

第2. 改正の理由、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が施行され、地方自治法施行令が改正されたためでございます。

第3. 改正の内容、1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額「65万円」を「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「24万円」を「26万円」に改正するものでございます。

2. 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の引上げについては、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額「29万5,000円」を「30万5,000円」、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額「54万5,000円」を「56万円」に改正するものでございます。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第26号（提案説明）

##### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第26号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第26号：愛西市税条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

概要については、資料2で御説明いたしますので御覧ください。

改正の概要は、個人市民税の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備等を行うものでございます。

改正の理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法が改正されたことに伴い、関係規定を整備するためでございます。

改正の内容ですが、所得控除の特定扶養控除に関して控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に低減する仕組みの導入に伴う規定の整備などを行うものでございます。

施行期日は、一部の規定を除き公布の日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第27号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・議案第27号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（伊藤政儀君）

それでは、議案第27号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い改正する必要があるからでございます。

議案第27号資料2を御覧ください。

改正の概要としまして、非常勤消防団員等に係る損害補償に係る補償基準額及び加算額を改定するものです。

改定の内容につきましては、1. 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を次のとおり改定するもの。

(1)非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を9,700円、最高額を1万4,500円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げるもの。

(2)消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額を9,700円、最高額を1万4,500円に引き上げるもの。

2. 扶養親族である配偶者についての補償基礎額の加算額を100円、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の場合における補償基礎額の加算額を383円とする。

施行期日等につきましては、公布日（一部規定）を除き、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第28号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・議案第28号：はしご自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（伊藤政儀君）

それでは、議案第28号：はしご自動車購入契約の締結について御説明させていただきます。

下記のとおり、はしご自動車を取得したいので、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的は、はしご自動車購入。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額2億1,714万円。

契約の相手方、名古屋市東区矢田南一丁目2番8号、株式会社モリタ名古屋支店。

提案理由といたしまして、はしご自動車購入契約をするに当たり、必要があるからでございます。

資料1を御覧ください。仮契約の写しでございます。

資料2を御覧ください。このはしご自動車は、老朽化に伴い、津島市と愛西市における消防力に関する連携協約に基づきはしご自動車を共同整備するものです。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第29号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・議案第29号：高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（伊藤政儀君）

それでは、議案第29号：高規格救急自動車購入契約の締結について御説明させていただきます。

下記のとおり、高規格救急自動車を取得したいので、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的は、高規格救急自動車購入。

2. 契約の方法、指名競争入札でございます。

3. 契約金額3,663万円。

4. 契約の相手方、名古屋市中区千代田4丁目9-6、萬茂防災株式会社でございます。

提案理由といたしまして、高規格救急自動車購入契約をするに当たり、必要があるからでございます。

資料1を御覧ください。仮契約の写しでございます。

資料2を御覧ください。運用する高規格救急自動車の老朽化に伴い、高規格救急自動車を更

新するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第31号（提案説明）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

この補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,322万2,000円を追加し、総額を295億2,663万3,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございまず、3ページを御覧ください。

第2表 継続費では、総合斎苑圧密沈下対策改修事業を設定し、第3表 債務負担行為補正では、財務会計システム賃借料、外国語指導助手派遣委託料、学校給食八開センター及び佐織地区小・中学校における学校給食調理等業務委託料について、債務負担行為の追加をいたしました。

次に、歳入全般の主な内容につきまして、私から御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金では、産地パワーアップ事業費補助金2,303万3,000円を計上しました。

続きまして、10ページ、11ページの22款市債、1項市債、7目衛生債では、佐屋保健センター照明設備LED化事業債1,730万円を、また総合斎苑圧密沈下対策改修事業債3,510万円を計上しました。

なお、8ページ、9ページへお戻りいただきますと、19款繰入金、2項基金繰入金では、本補正予算の不足する財源として、1目財政調整基金繰入金で3,276万6,000円を計上しています。歳入については以上でございまず。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、担当部長より御説明いたします。

初めに、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、企画政策部所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目シティプロモーション費で、市制20周年記念事業における周年イベントのPR啓発品として54万7,000円、記念式典におけるアトラクションや講演等の開催に係る委託料として180万3,000円を計上しました。

次に、2款総務費、7項防災費、1目災害対策総務費で、地震や武力攻撃などの緊急時に国からの緊急情報を市民へ伝達するシステムの老朽化等に伴い新型受信機の整備が必要となるため、工事費として352万円を計上しました。

次に、2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、3目住民税均等割のみ課税世帯支援事業費で、令和5年度の事業費が確定したことに伴い、返還金250万3,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、市民協働部長より御説明させていただきます。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、市民協働部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目コミュニティ費で、川淵地域防災コミュニティセンター利用者の安全を確保するため、自動火災報知設備修繕料77万9,000円を計上しました。

続きまして、補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費で、総合斎苑敷地内の圧密沈下に対しロータリー一部分の改修工事を行うため、監理委託料253万円、工事請負費3,652万円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、保険福祉部所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

戻りまして、補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。

3款1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、委託料で、障害者総合支援法改正等に伴うシステム改修委託料として83万4,000円を計上しました。

3款1項2目老人福祉費、負担金、補助及び交付金で、外出が困難な高齢者等の移動を支援するため、通院支援事業補助金として78万円を計上しました。

続きまして、補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

3款3項生活保護費、1目生活保護総務費、委託料で生活保護基準改定等に伴う生活保護システム改修委託料として127万5,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、健康子ども部所管に関するものについて御説明申し上げます。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、帯状疱疹予防接種に係る健康管理システム改修委託料等で82万8,000円を計上しました。

6目保健衛生施設費では、佐屋保健センターの照明設備LED化工事における監理委託料99万4,000円、工事請負費1,831万2,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明をいたします。

同じく、補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、産地の競争力及び収益性の向上を目的とした産地パワーアップ事業で、愛知県が事業選択したイチゴ、レンコン、米、麦、大豆、露地野菜の各農業者に対する産地パワーアップ事業費補助金2,325万5,000円を計上しました。

また、市内生産者組合等が愛西市産農作物等を輸出するために係る施設整備費等に対して、対象経費の3分の1以内、200万円を上限として支援する農産物輸出支援事業費補助金163万3,000円を計上しました。

6目農業施設管理費で、現在、道の駅指定管理者が管理業務を実施している仮設管理事務所 の什器等を既存棟改修により設けられる新たな管理事務所へ移設等を行うため、道の駅事務所 移転作業委託料82万2,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書、同じく14ページ、15ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、キャリアスクールプロジェクト 事業で7万円を、報償費で2万円、需用費で5万円を計上いたしました。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

10款3項中学校費、1目学校管理費におきまして、永和中学校屋内運動場体育館の老朽化対 策の手法を検討し、それに伴う基本構想及び基本計画策定業務等を行うための老朽化対策設計 業務等委託料1,434万4,000円を計上いたしました。

続きまして、同じく16ページ、17ページ。

10款4項社会教育費、1目社会教育総務費におきまして、国が進める文化部活動の地域連携 や地域文化クラブ活動への移行に向け、愛知県における文化部活動地域移行の実証モデル事業 として文化部活動地域移行委託料40万円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

以上で、令和7年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお 願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議案第32号（提案説明）

#### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第32号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議

題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議案第32号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,111万2,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、4款2項国庫補助金、6目国庫補助金で1,000円、8款1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金で、事務費繰入金として147万3,000円を計上しました。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出では、1款1項総務管理費、1目一般管理費、委託料で、介護保険法の改正に伴う介護保険システム改修委託料として147万4,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・選挙第4号

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・選挙第4号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

この件につきましては、委員等の任期満了に伴う選挙依頼が議長宛てにありましたので、御報告をし、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について御説明をいたします。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、本議会において委員4名、補充員4名の選挙をしていただくものでございます。なお、任期は4年でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（近藤 武君）

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時45分といたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第30号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第30号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第30号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

この補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億741万1,000円を追加し、総額を294億1,341万1,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

歳入全般については、私から御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2億6,914万1,000円を計上しました。

次に、22款市債、1項市債、4目土木債では、道の駅周辺整備事業債として1億3,130万円を計上しました。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本補正予算の不足する財源として697万円を計上しております。

歳入については以上です。

続きまして、歳出の主な内容について、私から総務部所管の項目について御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、4目低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業費で、令和6年度に実施した定額減税補足給付金との比較から不足が生じた方へ給付金を支給する定額減税不足給付金に係る支給事業費について、11節役務費では、郵便料や電話料、振込手数料として279万2,000円を、また12節委託料では、システム改修等に422万9,000円、給付関連業務として822万4,000円を計上しました。

次に、18節負担金、補助及び交付金では、定額減税補足給付費として2億4,600万円を計上しています。

なお、この歳出に伴う歳入として、先ほど御説明いたしました国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

私からは以上です。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明をいたします。

同じく補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費で、道の駅周辺整備工事（東ゾーン）におきまして、物価、労務費の高騰及び設計変更に伴う工事請負費1億3,827万円を計上いたしました。

議案第30号資料の2ページを御覧ください。

令和5年度に3か年の継続工事として契約締結した道の駅周辺整備工事（東ゾーン）につきまして、物価及び労務費の高騰に伴い、令和7年4月1日現在の残工事に対しまして、令和5年4月1日時点の設計額を令和7年4月1日を基準日として算出した9,732万9,000円を計上し、設計変更工事分としてはす見の丘及びその周辺における沈下措置として、盛土工等を補填施工する敷地造成工で874万6,000円、サウンディング調査に基づき、観光拠点施設周辺のキッチンカー乗り入れ等に対応するため、インターロッキング等を施工する園路広場工で1,680万1,000円、じゃぶじゃぶ池の噴水機器設置工事における掘削時の湧水に対応する軟弱地盤対策工を行う修景施設整備工で518万7,000円、公園開発区域外周と市道側との舗装段差解消のため、舗装擦り付け工を行う公園付帯工事等で125万5,000円、観光拠点施設建築工事着工の遅延による工程変更に伴う交通誘導員の追加に係る安全管理工704万4,000円、じゃぶじゃぶ池大型複合遊具、築山などの地耐力調査費190万8,000円、計4,094万1,000円を計上、合計で1億3,827万円の増額補正をお願いするものでございます。

次ページでは、東ゾーンの全体平面図に設計変更箇所についてお示しをしております。

以上で令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第30号の令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について質問をいたします。

まず初めに、4ページの第3表 地方債補正として、10億に起債と補正後になるわけですが、この起債についての金額等について、予定、また時期についてはいつ頃になるのか教えてください。

また、この地方債補正についてしか出ておりませんが、今回また増額ということになりますので、道の駅周辺整備事業の全体の金額と財源更正についても併せて教えてください。

続いて、歳出の確認ですが、10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、4目低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業費について確認をさせていただきます。

第1節の報酬ですが、会計年度任用職員の報酬ということで94万6,000円ということで予算計上されておりますが、この会計年度任用職員の仕事はどういった内容になるのか教えてください。

また同じく、3節の職員手当等について220万4,000円の計上がされておりますが、この残業、

時間外勤務をする理由と、またこの仕事の内容、そしてこの時間外勤務となった200万円の積算の内容について併せて教えてください。

続いて、12節委託費ですが1,245万3,000円について、システム改修の内容と給付関連事業委託料についても併せて詳細を教えてください。

続いて、13節使用料及び賃借料についてですが、348万2,000円について、この中で給付支援サービス利用料というのはどのサービスを利用する、これはリース料だと思いますが、借り上げをするのか確認をお願いいたします。

まずは、2款については以上の内容になります。

続いて、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費について確認をさせていただきます。

先ほど部長からも説明がありましたので、補正予算の資料に従って私のほうも質問をさせていただきます。

資料の2ページについて順次質問をさせていただきます。

この内容について、1億3,827万円についてですが、物価高騰分として9,732万9,000円というお話がありました。この部分について、残工事分が一体幾らなのか、また物価高騰の金額、どのくらい高騰しているのか、何%、また金額、また労務賃についてはどのくらい高騰しているのか、金額等、積算の根拠なども分かれば教えてください。

続いて、設計変更の工事費4,094万1,000円の分についてですが、6件ありますのでそれぞれ質問させていただきます。

まず、敷地造成工事について、874万6,000円についての質問ですが、まずこれは、沈下が始まった時期がいつなのか。また、その盛土の必要性というのはどうして、必要性があるのかについて確認をさせていただきます。あわせて、盛土工の工事の詳細について、どのくらいの土をどのくらい入れるのかということについて併せて教えてください。

続いて、園路広場工1,680万1,000円についてですが、こちらについて、園路工事の内容について詳細を教えてください。何平米ぐらいになるのかということですね、広さや単価等が分かれば教えてください。

また、キッチンカーの乗り入れをするということで、そのような変更を行うということですが、キッチンカー乗り入れが必要なのかどうか、また設計時になぜ採用はされなかったのか。サウンディング調査は設計時前に行われておりますので、そのときに採用しなかった理由について教えてください。

あと、修景施設整備工事518万7,000円についてですが、こちらについては、湧き水というのはいつからあるのか、いつ頃から気になるようになったのか。また、このことについては、当然軟弱地盤であるということは予想されているわけで、設計時に予測ができた状況であるかと思いますが、設計時に予想できなかった理由について教えてください。

続いて、公園付帯工事125万5,000円についてですが、舗装の擦り付けというのは費用をかけて必要なものなのか、その必要性について教えてください。

続いて、安全管理工704万4,000円についてですが、遅延をしたので交通管理員を置かなければならないという内容にはなっていますけれども、遅延の理由と、なぜ市が負担をしなければならないのか。これについては請負業者のほう負担をすべきではないかというふうに思いますので、この内容について、市が負担しなければならない理由について教えてください。

最後に、共通仮設費ということで、190万8,000円についてですが、地耐力調査を行うということでこの予算が使われておりますが、もともと地耐力調査というのは施設を建てる時に行うわけで、その地耐力がなぜ今になって必要になったのか、この理由を教えてください。また、この地耐力調査については、どのような時期に行うのかお伺いします。

一応、質問等については事前にお話をさせていただいておりますので、詳細を必ず答えていただくようお願いいたします。以上です。

#### ○財政課長（堀田 毅君）

私からは、3表の地方債補正の確定金額と予定時期のほうについて御答弁させていただきます。

現時点で確定している合併特例債の借入額についてですが、まず令和5年度分までで8億9,760万円、それから令和6年度借入れ、こちらは予定となりますが約13億円、令和7年度借入額は事業費がまだ確定しておりませんので不明となります。

借入時期につきましては、事業費確定後に手続を行う予定でございます。

私からは以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、道の駅周辺整備事業の全体金額と財源更正ということで御答弁いたします。

事業総事業費の見込額につきましては約50億7,800万円となります。財源の内訳でございますが、国庫支出金約4億3,700万円、合併特例債約42億800万円、基金が約7,800万円、一般財源約3億5,500万円となります。以上でございます。

#### ○税務課長（伊藤 恒君）

私からは、定額減税不足給付金事業関連について御答弁させていただきます。

まず、会計年度任用職員の業務内容でございますが、窓口対応や申請書類の整理、決定通知の封入封緘作業などの事務補助としております。

次に、時間外勤務関係でございますが、仕事内容としては、審査、決定通知の印刷、封入封緘、支払いに関する事務、それから他の自治体への調査事務などとなります。また、時間外勤務をする理由としましては、不足給付金事業が通常行っております業務に加えての業務になるためとしておりまして、積算については、時間外単価に月25時間を8人で4か月分と積算しております。

次に、委託料の関係です。

システム改修に関しては、パッケージシステムの改修作業と保守、それから印刷、封入封緘作業、ノートパソコン等のレンタル料となります。また、給付関連事業の委託については、コールセンターを設置する予定でおりますので、そちらの設置に係る費用でございます。

最後の給付支援サービス利用料の詳細でございます。

給付支援サービスというのは国によるシステムで、給付台帳を兼ねたものとなっているもので、そちらの利用料となります。内容については、導入費、基本料金、利用料金などになっており、単価については、国が定めたものとなっております。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、道の駅周辺整備事業の件について順次御答弁のほうをいたします。

まず、物価等高騰分でございますが、こちら残価工事金額につきましては、税抜きで約7億9,300万円でございます。積算するに当たりまして各単価に物価費と労務費が含まれており、物価費が約6,813万円、労務費が約2,920万円でございます。積算の根拠でございますが、公共工事請負契約約款第26条、賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更でございます。

次に、敷地造成工でございますが、こちら沈下傾向は令和6年7月中旬から確認のほうをしております。盛土の必要性は、仕上げ工事及び他の構造物との関連性があるためでございます。詳細は、流用土作業585立方メートル、購入土1,610立方メートル、安定処理工1,610平方メートルをもって充填工事を行います。

次に、園路広場工でございますが、園路広場工の広さ、単価変更につきましては、公園内園路5,160平方メートルに使用する脱色アスファルト系舗装工の直接工事費単価が1平方メートル当たり1,546円高騰で約1,330万円の増額、観光拠点施設周辺に整備するインターロッキング舗装工で367平方メートル増設で約840万円の増額、園路縁石工のコストダウンで約490万円の減額でございます。

キッチンカーの乗り入れにつきましては、運営管理実績のある事業者に対し実施をいたしましたサウンディング参加事業者から助言がありまして、指定管理者募集要項に反映し、追加工事として行うこととなりました。

続きまして、修景施設整備工でございますが、湧水につきましては、排水路設置工事時に設計G Lから約1.5メートル付近で湧水等が多水したことが確認をされました。この湧水ポイント及び多水量は設計時では判明しづらく、排水路設置工事で確認されたことから設計変更となりました。

次に、公園付帯工事等でございますが、市道の舗装は20年以上を経過し、不陸及びひび割れが生じており、劣化が顕著な状況でございます。今回、公園側のみを舗装するのでは安全面が懸念され、別々の舗装施工は道路分断を招き勾配が取りづらいため、設計変更となりました。

次に、安全管理工ですが、まず遅延の理由といたしましては、計画では観光拠点施設建築工事はおおむね本年8月に完了し、東ゾーン工事は本年11月末に完了予定でございましたが、観光拠点施設建築工事の入札不落により約3か月半工事着工が遅延したことで完了も3か月半遅延を来しまして、それに伴う交通誘導員の増員配置が必要となったところでございます。

次に、共通仮設費の地耐力調査でございますが、これまでの工事の経緯から湧水ポイントの確認、また設計変更工事で土壌改良工事を実施いたしました。今後、仕上げ工事となる各施設工事も状況の変化に対応した施工方法で行うため最終的な地耐力を確認する必要があり、施工

前に平板載荷試験を行います。じゃぶじゃぶ池は7月、複合遊具は7月から10月、はす見の丘周辺は7月から10月を予定しております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、再質問します。

まず、第3表についてのことですが、7年度は不明ということなので、事業確定後ということになると先ほどあった11月以降になるのかなというふうに思ったんですが、それでいいかどうか確認をお願いします。

確定しないと分からないということもあるかもしれませんが、事前に今回の補正予算のように1億3,000万円起債を補正しているということもありますので、この約10億円の補正が付け加わったという理解でいいのか教えてください。

あと、道の駅周辺整備については、財源はどうか分かりました。ただ、50億を超えないとっていたのが50億超えているんですねということは思いました。感想です。

続いて、2款9項4目についてですが、説明資料の中で定額減税不足給付金事業ということで、対象者Ⅰ、対象者Ⅱということで対象者が2種類あるということは確認をしたんですが、この対象者Ⅰについての方へのお知らせについてはいつ頃されるのかを教えてください。

また、対象者Ⅱの方については、必要書類をつけて申請をして、そして市の審査をした上で支払いをするということになっておりますので、それぞれ申請の時期、そして必要書類の内容、また市から案内をするのであれば案内の方法、そして審査の基準などについて併せて教えてください。

また、今回税務課が窓口ということですが、相談窓口は2階の税務課になるのか、どこが相談窓口になるのか、1階の奥のところになるのか、相談窓口についてはどこに行けばいいのか教えてください。

続いて、東ゾーンについてのことですが、物価高騰についての残金額については7億9,000万円ということで、それぞれの率を掛けて出しましたということですが、これについてはまた変動があったときにはどうなるのか。変動があつて少なくなれば減額はされますけど、増額がされればまた増額ということで補正の提案がされてくるのか、併せて教えてください。

26条ということで物価変動ということでしたから、これについては、また増えれば。当然10月に予定されている最低賃金も上がるのか下がるのか分かりませんが、変更もありますので、そういった内容も反映されてくるのかなあとと思うんですが、今後どうなっていくのか教えてください。

あと、設計変更についてのことですが、敷地造成工事については、昨年7月ぐらいから沈下が始まったということでしたが、本当これについては設計時に分からなかったのか等について、もう一度これについては教えてください。

盛土の変更、土の変更などの話も、それは別のオーケーかな、あつたと思いますが、本当にどうだったのかなということを思いますので、お願いします。585立方メートルの土を買って

1,610平方メートルを舗装すると、変えるということでお話がありましたが、お願いします。

あと、園路広場工ですが、変更は分かったんですが、この助言があったのは事業者からということですが、今度の指定管理事業者からの助言という理解でいいのか教えてください。

今回、これをやることによって人が増えるかもしれませんが、観光拠点施設のレストランの収入が減るんじゃないかなと心配するわけですが、これを採用することになったのは本当にいいのかどうか。それについては、そのまま採用しないほうがいいんじゃないかなというふうに単純に思うわけですが、それについては採用した理由についてもう一度教えてください。

あと、景観設備整備工事については、1.5メートルを掘ったことによって湧き水が確認されたということですが、どこでも1メートル50センチも掘れば水が出てくるのはこの愛西市内の地域なので、そういったことでは、このときに分かったというのはちょっとあまりにも設計がずさんかなあというふうに思うんですが、これについては設計時に予想することができなかったのか、もう一度教えてください。

あと、公園付帯工事についてはお話がありましたが、擦り付けをするということなので、もともと舗装等については設計の中に入っているということですかね。その上に舗装をして、その上擦り付けをしないかんということでのことかと思いますが、これについても設計時に予想できなかったのかなあということは感じます。今おっしゃっていただいた理由については、普通に考えれば分かることかなあ。古いところに舗装をして新しい舗装と境ができるなんていうのは、普通に考えればそうかなあと思うので、設計時に予測できたんじゃないかなというふうに考えますが、その理由について教えてください。

あと、安全管理工についても、これについてはなぜ市が負担をしなければならないのか。入札が遅れたと言いながら、工事を請け負った側が完了も含めて請け負っているわけで、そういった点では市が払う必要はないというふうに考えますが、もう一度市が負担をしなければならない理由について教えてください。

あと、共通仮設工については、実際やってみないと分からない、やってみてもう一度地盤の調査、地耐力の調査をするということでお話がありましたが、こういう場合も設計で分かってくるんじゃないかなと思うんですけれども、これについても設計等で必要なこととして組み込まれている部分があるんじゃないかと思うんですが、これについても設計で入れることができなかった理由について教えてください。

以上、お願いします。

#### ○財政課長（堀田 毅君）

私のほうからは、第3表の借入れの具体的な時期の御質問について御説明させていただきます。

借入れの具体的な時期につきましては、先ほど申し上げましたように事業費の確定後という形になりますので、今年度ですと恐らく年度末頃になるのではないかというふうに考えます。以上です。

#### ○税務課長（伊藤 恒君）

不足給付金の件について、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、対象者Ⅰへのお知らせの通知時期でございます。現在のところでは8月上旬を予定しております。

対象者Ⅱの関係でございます。申請の時期としましては8月上旬から10月末まで、必要書類については、主な例としまして、対象者本人の令和6年分の源泉徴収票であったり、令和6年分の確定申告書の控え、事業専従者の場合につきましては、事業主の令和6年分の確定申告書の控えであったり青色申告決算書などとなります。

案内の方法としましては、広報やホームページへの掲載、もう一つ、広報と同時にチラシの回覧を考えております。

審査の基準につきましては、令和6年分の所得税及び令和6年度個人住民税所得割額がともに低額減税前でゼロであるかどうかであったり、税の制度上でございますが、扶養親族等から外れてしまう事業専従者等であったのかどうか、また低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主もしくは世帯員で該当していないかなどとなります。

最後に、相談窓口などについてでございます。コールセンターを設置するというような予定でおりますので、単純な制度の趣旨であったり、添付書類がどういったものが必要なのかといったことについてはコールセンターでの対応も可能と思っておりますが、より個々の詳細につきましては税務課となります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の関係でございます。

まず、物価変動のほうのお話でございますが、今後の変動はということでございます。今のところ、金額が変わるということは考えているところではございませんが、やはり社会情勢、やっぱり天変地異とか大きな変動の理由があるときには、そういう可能性もあるというふうに考えております。

ちょっと1つ飛ばしまして、サウンディングのお話をさせていただきたいと思います。

こちらサウンディングでございますが、今の指定管理者から聞き取ったものではなく、同じような形でいろんなところで事業展開しているほかのいろんなところで、道の駅とか同じような施設を運営しているところに私どものほうの案をお示しさせていただいて、私どものほうの案はどうでしょうというような形でお聞きをさせていただいたところでございます。

先ほどレストランの収入が減るんじゃないのかというようなお話でしたけれども、私どものほうは相乗効果ということで、やはり道の駅のキッチンカーを入れることでお客様が来ていただける、それによって当然にぎわいが創出され、ほかの施設にもまたお越しいただけるということの相乗効果というほうが大きいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

私のほうからは、敷地造成工による沈下、築山の沈下について設計時に分からなかったのかということではありますが、一応土壌分析というのをしております、約10年で1メートル沈下

するという設計時のデータは確認をしております。実際、今回工事を行いまして、1年で約11センチということをごさいます、これに対するどこが下がっているのかとか、そういった沈下傾向を見て、今回の敷地造成工の分量とかそういったものを判断しておりますので、状況に応じて補正予算をお願いしているということをごさいます。

それから、じゃぶじゃぶ池の修景施設の湧水、湧き水ポイントについて、これも分からなかったのかということをごさいます、設計時にはこちらの公園は軟弱地盤ということは分かっておりますが、湧水ポイント、いわゆる湧き水ポイントというのが一体どの辺でというのが、これは判明しておりません。今回、昨年、昨昨年行いました公園の排水路を設置する際に1.5メートルないしそれ以降、その箇所、そちらで湧き水が多水するということが確認されておりますので、今回、変更設計工事ということになっております。

それから、6番、舗装ですね。舗装が設計時には分からなかったのかということをごさいます、設計時はあくまでも公園場内までの舗装工事という設計の考えで行ってまいりまして、今回、隣接する市道との分断がちょっと著しく施工上困難であると。以降、今後将来的な経費の対比等をしまして、今回やったほうが良いということで行ったものをごさいます。

それから、交通誘導員なぜということをごさいます、こちらは観光拠点施設の建築工事が不落になって3か月半工事が遅延いたしました。実際、東ゾーンの受注者が昨年の10月、令和5年の10月に契約をさせていただいて、交通誘導員の積算の精査をいたしました。観光拠点施設が途中、工事を行うということで、観光拠点施設側で今の誘導員を補填するというので、昨年の6月の議会に交通誘導員は733万円ほど削減をさせていただいております。そちらの分が、今回3か月半遅延したということで、その分が新たに遅延分が不必要になったということをごさいます。

最後、共通仮設費ですね。これも設計では分からなかったのかということをごさいます、こちら令和6年の6月に敷地造成工の工事のやり方を変更しております。これに伴って、実態、例えば今回の築山ですと、築山をもってどういうイレギュラー、どういう沈下とか、どういう現象が起きるのかというのを見極めて今回行うという判断でごさいます、設計時のときには分からなかったということをごさいます。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑ありますか。

[挙手する者あり]

角田龍仁議員。

#### ○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第30号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

道の駅の関係で、8款3項1目14節の工事請負費ですけど、こちら関係なんです、先ほど河合議員からも質問ありましたが、メモで出させていただいたのでちょっと割愛させていただいて、単純に物価高騰が大体どれぐらいのアップ率と、あと労務単価もどれぐらいアップ率

かをちょっと教えてください。

次に、もう一つは確認の意味なんですが、地方債の補正額が1億3,130万円増額されていますが、こちらは3月の議会に提出された予算書の令和7年度見込みの地方債残額には含まれているのかどうか、これをちょっと確認の意味でお聞きしたいです。

あと、サウンディング調査の関係なんですが、こちらの関係ですけど、いつ頃調査を行って結論を出したのか、これをちょっと確認したいです。

あとですが、こちらのサウンディング調査したことによって、愛西市への収益のリターンがあるのか、維持管理費が少しでも削減できるのか、その辺をお伺いしたいです。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

まず、道の駅の関係でございます。

物価高騰、労務費の率ということでよろしいかと思いますが、率につきましては、今の税抜き金額での比較でございますが12.7%となります。以上です。

**○財政課長（堀田 毅君）**

私からは、令和7年度当初予算に今回の地方債の補正額が含まれているかということでございますけれども、令和7年度の当初には、今回の補正予算での計上する地方債1億三千何がしについては含まれておりません。今回計上することにより、その分増額する形となります。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

サウンディング調査の件でございます。

サウンディング調査自体は、令和4年の11月、12月頃でこちらのほう実施をさせていただいて、今回5年の10月の指定管理者の募集要項のほうに反映をさせていただいたということでございます。

やることよってのリターンはということでございますけれども、今、指定管理者のほうからは、営業利益の20%還元をのほうをしていただくということで進めております。先ほどもちょこっと御答弁いたしました、キッチンカーのほうが乗り入れることで施設使用料なんかも新たに見込めますし、やっぱり集客力が向上するところの相乗効果のほうを考えますと、売上げにつながるのではないかとこのように考えております。以上です。

**○11番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

サウンディング調査の関係でもうちょっと、1点再質問させていただきます。

今聞くと、5年に何か最終的に調べて聞いたということをお聞きしたんですが、そうすると、それまで変更せずに計画せずに進めてきたのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけど、お願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

5年の10月の時点で募集要項のほうに載せさせていただいて、その後、指定管理者のほうの選定に当然ここから入っていくわけでございます。選定の中で、まだその時点では当然補正と

というような形で組むような状況じゃないというところもありまして、あと当然こういうふうで市のほうは考えているんだけどもというところで、指定管理者とはお話はさせていただいているところがございます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

中村文武議員。

**○3番（中村文武君）**

それでは、議案第30号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてお伺いしたいと思います。

皆さんと一緒にです。資料の3ページの道の駅の東ゾーンの工事のところでは4点お伺いしたいと思います。

まず、キッチンカー乗り入れ部分の舗装構成と、インターロッキングにするということでは不陸であるとかゆがみやすいので、そのCBR及びN値どれぐらいだったのかということと、当初舗装計画からの予算の増額分はどれぐらいか。そして、強度は舗装を変えることでどれぐらい増すという計算になっているのか。

そして、先ほどサウンディング調査でインターロッキングする、キッチンカー乗り入れするとありましたが、西ゾーンのほうはインターロッキングのところはキッチンカー乗り入れできないはずで、こっちとの整合性がよく分からなくなったので、その説明をお願いします。

続きまして、交通誘導員は何名かということをお伺いしたいと思います。

安全管理工ということで配置しないといけないんですけども、どのような規定での配置かということと、実際、南側の市道は結構交通量は少ないかなと思うので、その辺の交通量と誘導員の兼ね合いというのは規定があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

3点目は、じゃぶじゃぶ池の工事につきまして、土壌改良をしたところではないのかということをやっぱり市民にも説明しないといけないので、なぜ再度する必要があるか、そこを予算化しないといけないのか、土壌改良では足りなかったのかということをお伺いしたいと思います。

4点目は、沈下対策のところ、なぜこの金額になったのかということと、河合議員と似ているんですけども、一般的には沈下分も予想して設計するのではないのでしょうかということと、私も道路管理をやっていたもので、やっぱり県の工事は盛土する場合は多めに盛って、下がる分も予想して盛っているはずなんですけど、その予想はされていなかったのか。また、予想していたということなんですけど、その分盛っていなかったのかということをお伺いしたいなあというふうに思います。よろしくをお願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、インターロッキングの関係でございます。

キッチンカーの乗り入れ部分となるインターロッキングの舗装構成でございますけれども、ブロックが8センチ、敷き砂2センチ、路盤が15センチ、あとフィルター、砂でございますが5センチで、全舗装厚で30センチでございます。こちら当初の計画では張り芝ということで進めておりましたけれども、車両等のわだちとか、あと芝剥がれとなるおそれがあるということでインターロッキング舗装に変更とさせていただき、車両の通行に支障が来さぬ強度を保つということでございます。路面の支持力でございますが、CBR3%以上、13.4キロニュートンの標準荷重のほうを担保しているということでございます。

続きまして、交通誘導員の関係でございますが、交通誘導員の追加につきましては、誘導員のAとして110日で130人、誘導員のBということで110日で128人でございます。規定につきましては、交通誘導員積算基準に基づきまして、東ゾーン工事工程に伴う交通誘導員配置計画により配置のほうをさせていただきます。交通量につきましては、繁忙工程時で1日当たり150台、通常工程時で1日当たり50台というふうでございます。

続きまして、じゃぶじゃぶ池の軟弱地盤対策工でございますが、これは昨年までに行った排水路の設置工事の際にGLから約1.5メートル付近で湧水等が多発すると先ほどもお話しさせていただいたとおりなんです、今回設置をいたしますポンプピットでございますけれども、この排水路設置工よりさらに深い位置に基準の工事を行います。湧水ポイントは土壌改良層1.4メートルの下層になり、今回はさらに深い深さが1.7メートル、全体で3メートルほどの深さまで掘削し基礎工を行うため、軟弱地盤対策工を行う必要があるということでございます。

次に、沈下対策についてでございますが、こちら金額については、必要土量の購入土と安定処理工を積算し、諸経費と消費税を含んだものとなります。沈下予測につきましては、通常3から5年で沈下は終息することから、その期間で定期的に補填して沈下対策を行うことが理想ではございます。

今回の築山の盛土工では、3年から5年かけて沈下に対応する時間はなく、雨水、側溝、あと柵、頂上にはあずまやといった工作物、建築物といった複合的な工事を短期間で行わなければならないことから、具体的な対応策の予測は困難でございました。築山の盛土工では、地盤解析等の沈下予測より大幅に下回っておりまして、予想外の対応を行う可能性が少ないことが分かってまいりました。これまで土地改良工及び盛土時の余盛り工等を講じながらこの1年の経過を踏まえ、今回、具体的な対応策が計画され、設計変更ということでございます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

それでは、再質問を2点だけお願いします。

先ほどの沈下対策というところで、予想ができなかったというふうにおっしゃったんですけど、先ほど企業誘致課長では10年で1メートル下がるという予想していたので1年で10センチ、ちょうど予想どおり下がっているという気はいたしまして、一般的に市民の目線からいうと、例えば宅地で庭工事して、工事中に自然と下がっていけば、多分僕らは追加料金の支払い請求されないんじゃないかなというところを、やっぱり市民としては普通に思うと思いますので、

その辺、なぜ行政が払わないといけないかといったところで、国交省とか、そういう工事基準とか、何か規定とか通達、通知みたいなものはあって、これは行政が見なければいけないというような根拠はあるのかなというところを率直に疑問に思いましたのでお伺いしたいというのと、今、築山の工事で11センチ下落しているというところで、現場も見せてもらいましたが、コンクリブロック等で積んであったりとか、きれいに形ができていの中で、今後そこでどうやってまた土盛りを上げていって、あのコンクリブロックは埋まるのかとか、具体的にちょっとイメージをさせていただければなあというふうに思います。

あと1点、キッチンカーの乗り入れ部分のところで、張り芝からということで強度は上がるのかなと思いますが、インターロッキングではなくて園路舗装と同じような舗装であればもう少しコストが安かったのか。その辺、なぜインターロッキングになったのかというところの御説明をいただければなと思います。以上です。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

築山の圧密沈下の予測ということでございますが、先ほどの当初の設計時の沈下解析より今回の11センチというのは大幅に当初の予定よりかなり沈下傾向が減少しているという状況であり、その減少に対して一応補填をします。当初の予定どおりの補填工と現在の沈下が減退している状態ではちょっと補填工の内容が変わりますので、今回は、設計時のときは10年で約1メートルという基準がありました。今回はその最初の1年でどれだけ沈下するかということを中心に大幅に下回っておりますので、その大幅に下回ったものに対して補填工を検討したということでございます。

なぜそういった補填工を行わなければならないかということでございますが、こちらにつきましては、土木施工管理基準というものがございまして、盛土工の基準高は、こちらのほうではプラマイ5センチという基準があります。この規格値を満たさなければ完了検査等合格しません。そうなりますと、築山等の工事自体の国県補助金等が不合格ということになり、国県補助対応、設計基準に基づいて対応するというのと、やはり下がっている状態で不具合が出た状態ではほかっておくということにはちょっとならないということで、今回、設計変更ということになりました。

具体的にどのように作業をするかということでございますが、築山の補填工の主な作業は、今後仕上げの舗装等に入ります。そういった舗装前に、今回の土とか土壌改良材を必要に下がったところを補填して、周辺でも下がっているところがありますので、そちらを補填していくという人力的な作業になりますが、そういった補填作業ということになります。

それから、インターロッキングでございますが、こちらインターロッキング以外で、例えば脱色アスファルトのようなもので対応した場合に、経費的な比較ではあるんですが、インターロッキングはブロック幅が約8センチということになります。脱色アスファルト等ですると4センチ、その分路盤改良という幅が、層が広がりますので、そういったことで経費を比較しますとほぼ同等ということで、景観のよいインターロッキングに今回させていただいたというのが結論であります。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

じゃあ、一般会計の補正予算について質問をいたします。

同じように配付された資料を基に質問のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

まず最初に、道の駅の東ゾーンの関係ですけれども、継続費の関係ですが、総計から計算すると、計画では令和6年度には全体の75%が終わっていないといけないかなというふうに思うんですね、金額的に考えると。しかし、今まだ38%しか終わっていないのではないかと思います、これは観光拠点だけの問題ではないのではないのか、ほかに何の問題があるのかお聞かせをいただきたい。そして、完成がきちんと、8年の3月に間に合うのかどうかについてもお伺いをしたいと思います。

それから、次の物価等高騰分についてお伺いをしたいと思います。

ちょっと私の文章の理解力が不足していると思うんですが、この令和5年4月1日の時点の設計費について、令和7年4月1日を基準日とした残工事分というふうに書いてあるわけなんです、これって継続費の年割額の令和7年度3億約4,000万に対する金額に掛けたのか、これの基準になる金額は何なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、残工事分の物価高騰は、幾らに対してどれだけの率を掛けたのか。そして、労働費の高騰については、幾らに対してどれだけの率を掛けたのか。先ほどからいろいろ質問があったと思いますが、ちょっと分かりやすく教えていただきたいと思います。

それから、次の括弧の設計変更工事分についてお伺いをしたいと思います。

小さな点が6個ついていますが、これらそれぞれいつからの課題なのか。また、こういった案件について、新たに費用が必要であるということを確認したのはいつなのか。そして、これらの課題は、施工会社、工事会社からの、いろいろ1年前にも指摘をさせていただきましたが、変更確認請求書みたいなもので出てきたのか、市から課題を提案したのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、どのようなメンバーでこの解決方法を議論して決めていったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどから地盤沈下のことが問題になっていますが、設計変更工事分の一番最初のところの敷地造成工事についてお伺いをしたいと思います、この工事着手前にもう設計書を受け取った施工業者は、設計書を見て課題点を全部市のほうに提出しております。その中で、施工業者は沈下への対策として深層改良が必要だという指摘に対して、市は維持管理の中で行っていく。つまり地盤改良工事は設計で見込んでいないから、出来上がってから沈下したら土を入れていくみたいな、そんな回答をされているわけなんです。実際に施工業者は、工事する前からこの地盤沈下に対してはかなり危機感を持っているということが公文書のほうから分

かります。

それから、土木業者の方は当たり前にしていらっしゃると思いますが、埋立てのときに沈下するのは常識で、土が締めれば当然沈下はいたしますので余分に土を入れる、何%ぐらい土を余分に入れるという常識的な数字があると聞いております。そのときの工事にかかる前、施工業者からは、余盛り量が見込まれていないのではないか、つまり埋める容積分しか土を買っていない、締まる分の土が盛り込まれていないのではないかという指摘がされています。この先、莫大な盛土が必要になるけどいいのかという、そんな指摘がされておりますが、市のほうのお話は、沈下による余盛り量は見込んでいない、設計変更をする方針だと、工事する前からこんなことをおっしゃっている、市のほうは回答しているわけです。なぜこのときに、設計変更を求められたときにきちっとした変更をしなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、この地盤沈下について先ほどどちらの責任かというお話がありましたが、業者の埋立ての仕方、土壌改良不足が原因の場合は設計業者や施工業者に損害賠償を求める、そんな事例もあるというふうに調べたら載っておりました。そういった検証はどのようにされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、小さな点の3つ目かな、園路広場工事と、それから修景施設整備工事についてお伺いをしたいと思います。サウンディング調査は令和4年に行われて、それで指定管理の募集の中に既にこのキッチンカーとか、そういったものが含まれているわけです。なぜこういったものを含めたときに設計業者等との話し合いをしなかったのか。指定管理者とは話をしていたということですが、当然車が入り込むわけですので問題が起きてくるわけですが、そういった設計、そして工事施工者のほうとなぜ話し合いを持たなかったのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほどから湧水のお話が出ております。公文書の中では、排水が悪くて、排水管があふれて、園路まで水があふれてくるよという、そんな問題提起もされており、湧水の問題は工事現場のほうでも大変指摘を受けていると思います。それが今になって、なぜこの湧水の問題が出てくるのか。その辺について、もっと早く解決できるべき問題ではなかったのか。その点についてお伺いしたいのと、いろいろ私も環境問題をやっている身としましては、湧水ポイントってかなり移動するというふうに私は認識をしております。そうした中で、湧水ポイントが今分からないから対策が取れないというのは理由にはならないのではないかと思います。その点について見解をお伺いしたいと思います。

それから、あとこちらの共通仮設費の関係ですけれども、こちらについての調査をされるということではありますが、調査をするということは、この後また何らかの工事が発生して費用がかかるということに結びついていくのか、お伺いをしたいと思います。

そして、じゃぶじゃぶ池だけじゃなくて遊具を2か所設置するに当たって、遊具の設置というのは大変地盤の問題とか危険の問題があるので、当然地盤調査をしながら遊具を設置しなければなりません。なぜ今このように補正予算を立てて取り組まねばならないのか。これは、当初から盛り込まれているのが当然ではないかと思いますが、その点についての見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

すみません。ちょっとここで暫時休憩を取らせていただきます。

〔発言する者あり〕

お昼をしますか。

〔「賛成」の声あり〕

それでは、ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開を12時50分からとしたいと思います。

午前11時51分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず、継続費の関係でありまして、継続費、表だと75%、あと実施だと31%程度なんだけど、8年の3月に間に合うかということでございます。

こちら工事のほうが遅れている主な理由といたしますと、やはり観光拠点施設の不落というところが影響が大きいということでございますが、8年の3月に工期的には間に合うということでございます。

その次に、今回の物価高騰の関係で、基準日はどんなふうなんだというようなお話でございますが、こちらにつきましては、令和7年3月24日に出来形が確定したということで、令和7年4月1日を基準として、あくまでも設計のほうの基準がR5、4月1日でございますので、令和5年の4月1日で設計したものを令和7年4月1日の単価に置き換えて設計のほうを見直したということでございます。こちらは税抜きで7億9,300万円ということでございます。

取りあえずは、以上でお願いします。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

私のほうからは、残工事の7億9,300万の今回の高騰分に対して労務費、それから物価高騰分が幾らなのかということでございますが、物価高騰分は約6,813万円、それから労務費のほうは2,920万で、上昇率は歩掛かりという1つの単価の中に当然労務費と資材費が複合して入っておりますので一概には言えませんが、おおむね物価のほうは約10%の上昇、それから労務費の方が約16%程度の上昇をしております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは引き続きまして、この変更工事分、いつからの課題なのか、いつ認識したのかということでございますが、こちらにつきましては、それぞれ課題が出てきたのはばらばらでございますが、今回の出来形が判明したということで整理をさせていただいたということでございます。

どちらからの申出なんだというお話でございましたが、これは両方ということで、インター

ロッキングの関係につきましては市からの申出をさせていただいておりますが、それ以外は請負業者のほうからということでございます。

今回の設計の変更のメンバーということでございますが、こちらは市と、あと請負業者、あと監理業者ということの3者ということでございます。取りあえず以上です。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

敷地造成工に伴う沈下の件でございます。

工事が始まる前に受注者のほうから、課題としての質問で沈下する傾向があるということの御指摘がありまして、深層改良ということを言われますが、50メートルを深層改良することは現実的ではございませんので、こちらのほうは昨年お認めいただきました令和6年6月、安定処理工、ドクトールですね、こちらのほうで敷地造成工の施工方法を変えて対応をして、全体沈下を防ぐ対策をしたということでありまして。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

すみません、それでは引き続きでございますが、沈下について維持管理を市でやるというお話だがということで承りました。引渡し後につきましては、市のほうで維持管理のほうを進めていきたいというふうに考えております。

余分に土を入れる余盛りの見込みをなぜしていなかったのだろうかというお話でございますが、設計では余盛りは含まれてはおりませんでした。なので、設計変更をしたものでございます。こちらについては、先ほどの3者で協議をした結果でございます。

続きまして、園路工、修景工のサウンディングの関係を募集に入れたということなんですが、なぜ工事業者と話合いのほうはされなかったんだろうかということでございますが、こちらサウンディングの調査の結果につきまして、このインターロッキングの工事について、公園側でやるか、建物、観光拠点施設側でやるかということで、どちらに追加するかということで協議を進めているところでございまして、そちらの判断が必要でございました。今回、公園側でやるということで判断が調ったということで追加をさせていただいております。

その次ですが、湧水、排水が悪い、なぜ今に問題が出たかということでございますが、こちら先ほどからも御答弁させていただいておりますこの湧水ポイント、あと多水量というのは、なかなか設計の時点では判断がかなりしづらいものでございます。排水路の設置工の今までの経緯を含めまして、今回、湧水の処理工のほうを講じるということでございます。

次に、共通仮設費の調査、今後何らかの工事が発生するんじゃないかということでございますが、こちらの調査の結果として、また不具合が出ればやっぱり発生の可能性はあるかなあというふうには思いますが、そちらについて今後検討をしていきたいというふうに考えます。

あと、遊具の地盤のやつがなぜ今補正なのか、なぜ当初じゃないかということでございますが、こちらは土壌改良などをして、現状では問題がないというふうには考えておるところでございますが、ほかの構造物と同じく状況を判断する必要があるということから、今回この測量のほうをさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

では、順次再質問のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど継続費の御答弁がありました。まだ全体の38%しか工事が金額的にいうと終わっていませんよという御指摘をさせていただいて、やっぱり観光拠点が大きいだというお話ですが、その他何があるのでしょうか。観光拠点だけではないと思いますが、その他理由があれば教えていただきたいというふうに思っています。

それからあと、ちょっと私の聞き方が悪いのかもしれませんが、令和7年4月1日を基準として5年の設計を基にしてとか、いろいろおっしゃったんですけれども、この物価高騰分の金額を算出したのは、まだ残っている工事に対して算出したのか、それとも総事業費、最初のとときの事業費に対して算出したのか、その元になるものを知りたいというふうの御質問をさせていただきました。ぜひそちらのほう、もう一度答弁のほうをお願いしたいと思います。

それからあと、いつからそれぞれの課題をお知りになったのですかという質問に対しては、それぞれという御意見だったんですけれども、私、公文書を見れば工事前から課題になっているものもあるなという認識であります。これ大体今回上がっているものについては、いつ頃からいつ頃までのものなのか。適時補正を組むなり、工事が遅れないように手だてを打つ必要があるかと思いますが、その辺もう一度教えていただきたいと思います。

あと、埋立てで沈下をするのは、土木工事では常識的なことでありますが、それに対して全く余盛り量を加算せずに設計が通ってスタートをしてしまっています。この部分についてはどのように議論をされたのか。私が納得がいけないのは、道の駅が操業を始めて、維持管理をしながら土が足りなくなったら足せばいいような、そんな市の御回答が公文書の中に残っているわけなんです。先ほど課長のほうから、かなりの地盤沈下があると数字が示されたわけなんですけれども、今後、場所によっては相当な土をどんどん毎年毎年入れなきゃいけないような、そんな想定がされるわけですが、そういった認識があったのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それからあと、こういった先ほど地盤沈下に対しての責任の所在について、損害賠償事例がありますよというお話をさせていただきましたが、この辺についてはちょっと答弁がなかったんですけれども、それについてはどういう認識をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

あと、やっぱり遊具の関係等については、学校とかでも遊具設置をしたりとか、公園に設置をするんですが、そういった遊具設置の基準等を考えれば、やはり準じていないのではないかなと思うんですが、その辺についても御答弁をもう一度お願いをしたいと思います。

こういった面から、設計時の設計漏れというのがかなりここに含まれているという認識を私は持つわけですが、市のほうとしてはそのような認識はないのか……。

○議長（近藤 武君）

吉川議員、自己の意見ではなく……。

○7番（吉川三津子君）

思うと言っていかなね。はい、分かりました。

疑いを持たれてもやむを得ないと思いますと言っていかなのやね。その点についてどのよう

な認識をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁のほうさせていただきます。

まず、継続費38%程度だということで、本当に主たる理由というのは観光拠点施設、こちらのほうが3か月半遅れたというところがかなり大きいところではございますが、そのほかにはやっぱり土壌改良の関係も多少影響はしているかというふうには思っております。

その次、算出の基準ということでございますが、いま一度御説明を差し上げたいと思います。

あくまでも、先ほども申し上げましたように、この3月に出来形ができて、そこまできえました。あと、それ以降のあくまでも残工事に対して物価高騰とかの部分、ベースアップ、ベースアップではいかんですね、上がった分ということで捉えていただきたいと思います。令和5年4月1日のやはり設計金額から、今もしも設計すると、7年4月1日で設計するところの金額になるというところの差でございます。以上です。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

私のほうからは、設計変更までの流れ、工事打合せをどのようにという部分ではあると思うんですが、例えば敷地造成工の盛土工については、先ほど答弁させていただいた11センチという沈下が確認されております、現時点で。いわゆる受注者とは、沈下はずうっと計測をしているんですが、10センチを超えた時点で変更協議をかけるという打合せになっておりまして、本年の3月に10センチを超えた傾向を確認しておりますので、協議に入っていると。

その他の工事変更につきましても、当然課題等は、今回上げさせていただいている設計変更の工事部分のところは様々な課題があります。これも約款の19条等にのっとり、工事打合せを繰り返しながら積算をして、双方で協議をして決めてきているということでございます。

ですので、ほとんどの変更の協議決定が2月、3月、それまでに当然経過措置の報告はされておりますが、ほとんどの設計変更の判断、正式な協議というのが2月、3月から始まって、4月末時点で設計変更に応じるという流れになっております。

それから、余盛り量ないしの議論をされている維持管理、かなりの地盤沈下が想定されているんじゃないかという当初のお話でございますが、こちらについても昨年の令和6年6月の時点で、場内全体の受注者側からの沈下対応ということで、安定処理工、ドクトールですね、ドクトールを改良材として敷地を強化させる、安定させるという処理工を講じておりますので、設計当初からは工事変更を変えた施工方法になっておりまして、そちらのほうで対応しておるということでございます。

それから、地盤沈下の損害賠償、これはコンサルなのか受注者なのかということでございますが、全てにおいて契約上、契約にのっとり必要なものを協議して、必要なものは必要と認めるという基準がありますので、協議をして、市のほうで沈下措置、今回でいうと築山の部分でございますが、こちらのほうも補填工事をして認めるという話になっております。

それから、遊具設置につきまして、こちら湧水ポイントというところが、今回初めて設計高から1.5メートルという位置が今回分かりましたので、それに対して最終的に再荷重の試験を

行うと。こちらにつきましても、設計当初は、何度も言いますが、ただの盛土工であって、昨年の6月に安定処理工のドクトールを混ぜた土壌改良工としておりますので、それに伴って今回の複合遊具を設置した際の最終的な再荷重を確認するというものでございますので、御理解をよろしく申し上げます。

私からは以上です。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

私からは、先ほどの企業誘致課長の答弁の補足も含めまして御答弁させていただきます。

今回、令和6年の6月議会の補正予算をしている中で、新たに設計の誤謬や違算が出てきているという御指摘をいただいております。一方で、今回の施工工事につきましては、令和5年度から令和7年度の3か年の継続工事として認めをいただいております。そうした中で、施工業者、あと設計業者も共に今後さらなるそのようなことがないように努力、また我々もチェック体制を設けている中ではあるものの、今回新たに判明できなかったものが出てきている状況でございます。今回の設計に伴う物価上昇以外の違算、誤謬につきましては、今後ないように努めてまいります。現状、そうした中での補正予算対応となりますので御理解ください。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・委員会付託の省略について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第30号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

御異議がありましたので、採決いたします。

委員会への付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第30号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・議案第30号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第30号の令和7年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

質疑の中で、道の駅周辺整備事業の全体金額が50億7,800万円というお話もありました。また、財源については42億円の借金が増えるというお話もありました。さらには、変更の工事の内容については、非常に、言われたら、ああそうかそうかといって認めてきている状況が感じられる状況であり、まさにこれで終わるわけではなくて、また新たに出てくればまた増額をするというようなことが予想されるような道の駅の周辺整備工事の事業ではないかというふうに思われるところがあります。

今、愛西市の状況として、やはり財政が厳しいということがお話がありましたが、大きくこの道の駅周辺整備事業というのが、50億以上を超える道の駅の周辺整備事業が大きく市民の皆さんの生活の苦しみやそういったものを脇に置いて行われているのではないかということは非常に感じる場所があります。

今回、1億3,000万円も使って、それを工事を進めるということについては反対であります。設計のときから分かるのではないかということも非常にありますし、今回、事業者のほうに負担をしていただくなり、市が負担をするべきかどうかというのは、再度しっかりと検討していただきたいということを求めて、この議案については反対とさせていただきます。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、一般会計1番のほうの補正予算のほうに反対の討論をさせていただきます。

施工業者というのは、設計書どおりに造るのが仕事であります。ですから、いかに正確な設計書を作るかということがとても大切になってまいります。その中で、監理者が設計をした業者が監理者になっている。その中で、じゃあ設計のミスを認めるわけがない。1年前にも申し上げました。そうした中で、話合いを持って適切な判断ができているのか。市と施工業者と監理者が一緒になって話し合っている。その中で、施工業者は工事が大きくなればもうけが大きくなるわけ。監理業者も設計が間違っていたということが表沙汰にならないほうがいいわけ。そんな中で、市がきちんとした意見を述べられているのかというのは大変疑問に感じる場所があります。

先ほどドクトールのお話が出ました。あのとき、リサイクル土に混ぜて一部を使う、ドクトー

ルを混ぜて使うというお話をされたはずです。そこに多くが一般の土、普通の土を入れたはず  
です。そこにはドクトールを混ぜなかったはずです。それでいて、もう土壌改良が済んでいる  
なんていうことは言うことができないと思います。子供が遊ぶところについては、ドクトール  
が触れないようにいい土を使って公園部分をするというお話もあったはずです。ですから、今  
日の答弁というのは、昨年の6月の答弁と大きく食い違っていると私は思っています。

私は今、今回も物価高騰で困っている方々への支援の予算がつかしました。本当に今、市民の  
方たちが物価高で相当困っている状況にあるわけです。その中で、道の駅でこうした改修が出  
てきたときに、そこをカットして、これをやめていこうかという、そんな意識があるのだろう  
か。縮小するような、設計を縮小するような意識を市は持っているのだろうか。それを大変疑  
問に感じております。よって、私はこの1億3,000万円アップし、そしてこれから毎年毎年1  
億円の維持管理費がかかるんです。この1億円はどこからまた持ってくるのか。今の市民の  
方々の暮らしを考えたときに、この補正予算には私は賛成することができません。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

角田龍仁議員。

○11番（角田龍仁君）

それでは、反対の立場で討論させていただきます。

まず、こちらは市債が1億3,000万がまた増えるということです。こちら今かなり基金が枯  
渇している状態でありまして、結構愛西市の財政しっかり、かなり厳しい状態だと思います。  
それで、我々議員としましても、これは委員会付託までして、やはりしっかり議論という形を  
取るべきではないかなと私自身個人的に思います。もう少し委員会付託までして、しっかりと  
議員同士で話し合っ、大丈夫かどうか議論して、そういう形であればまたいい方向も見つけ  
られるかと思いますが、今ここで決めるのは、ちょっとやはり議論がないということを思いま  
して、私は反対の討論をさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

賛成ですよね。

○議長（近藤 武君）

賛成です。

○1番（馬淵紀明君）

すみません、賛成討論をさせていただきます。

議案第30号、令和7年度一般会計補正予算（1号）ですね。

反対討論は、道の駅のほうのほとんどメインで反対ですけれども、補正予算というのは、全体的に考えて、今回に対しては定額減税不足給付金事業も含まれております。両方とも双方に速やかに事業を実施していただいて、遅延することなく、給付するほうもそうですし、道の駅事業についても、いろいろ議論するところも必要でしょうけれども、やはり財源更正を見ましても、不足分の基金697万円ということで、財源的にも起債をほかの財源の持ち出しとのか、一般財源の持ち出しはないので、私としては賛成したいと思っております。

どちらにしても、やはり一事業について反対で、他の事業は賛成ということで、どちらにするかというのは自由ですけれども、私はやはりこの補正予算、各事業について速やかに行っていただきたいためにも賛成します。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

起債のところで42億事業費があつて、実際その起債が42億あるということで、その中でも30億は合併特例債で交付税措置されるわけですし、その一部の偏った意見になるというのもあまりよろしくないかなというところもあります。議論が不十分なところも十分あるとは、そういった意見もありますし、またその意見につきましては、この後の契約とか、そういったところでしっかりと議論していきたいなというふうに思います。

本当におっしゃるとおりで、予算がどこまで精緻に詰まっているのかというところを十分詰めていく必要がまだまだあるかなというところ、物価高騰分についてもまだまだ聞きたいところがあるのも事実でございますので、その辺は契約の段階でも聞けるんじゃないかなというふうに考えております。

私も行政の職員をやっておりましたもので、やはりこういった大型の補助金、交付金の場合、年度末までに仕上げないことには工事の完了認定ができないというような事実も起こってくると思います。そんな中で、早急に可決をしないと、一方で逆に負担が大きくなる可能性を私は危惧しておりますので、そういった大きな全体的な財政的なところの目から見ても、今回は初日議決をしておいて、議論の余地、そして今回、議員多数いただいた予算の議論につきまして、まだまだ精緻に審査していただくところ、余地も残っていると思いますので、その辺の余地も鑑みますし、先ほど馬淵議員が賛成討論の中で言いました定額減税の話が2億6,000万と半分ぐらいありますので、そういったところ、所得の低い方への給付ということも併せてこの補正予算に入っておりますので、総合的に見て賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員・久保田康は令和7年6月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名といたしまして、岩崎頌記。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、同意第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、数点質問をさせていただきます。

今回、公平委員会の委員の任期満了に伴って改選、選任を新たにされるということでありませうけれども、公平委員3人でしたかね、その3人の構成について、選出元とか、その点について、それから今回の公平委員に選任されている方についても、多分労働者関係だと思ふんですけども、その辺り、どういう形でその方を選任されることになったのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○監査委員事務局長（大原守人君）

まず、委員の数の件であります。地方公務員法第9条の2第1項で、3人の委員の数ということが決められております。それで、メンバーとしましては、元教職員の方、校長先生です

ね、あと弁護士の方、それで前任者の方が元労働組合出身の方ということでなっております。

それで、今回選任とした理由ですが、現任者の方に再任の依頼のほうをしておったんですが、一身上の都合で辞退したいということがありましたので、同じ労働組合の関係の方から御紹介いただきましたので、今回、人格、識見とも優れた方として選任のほうをしております。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

今回、労働者側の代表として委員ということで、今回交代という形で前任者の方から紹介をされたということですが、基本的に労働者側の委員に関しては、いわゆる連合系の組合関係のところからずっと従来推薦されているという形になっていると思うんですね。

今回もそういう形で、そのまま前任者から推薦を受けたという形になっていますが、いわゆる労働者側、労働者の側の代表でいえば、基本的に当然ナショナルセンターを持っているような組合という形になると、連合、それから全労連とありますが、そうしたところの中で、いわゆる連合系の委員という形ですと歴代出てきているというふうに思うんですけれども、そういったところで、ほかのナショナルセンター等に対する紹介とか、そういったことはかけてきているのか、またその点についてはどういうふうに考えているのかについてお尋ねします。

#### ○監査委員事務局長（大原守人君）

今回の選任につきましては、愛西市内に事業所を置く大手企業ということで、問題がない労働組合活動をしておりますので選任のほうをしておりますが、今後いろんな状況を見ながら、その時期になりましたらまた検討したいと思えます。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号については、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号については、人事案件でございますので、討論は省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号を採決いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第22・同意第2号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員・大竹節雄は令和7年6月30日任期満了となるので、次の者を任命するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、大竹節雄。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得て任命する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、同意第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号については、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号については、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は5月30日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時29分 散会

